

## 規 則

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十号

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2 特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、同条第五項各号又は第六項各号に掲げる事項を記載するものとする。

第十三条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。